

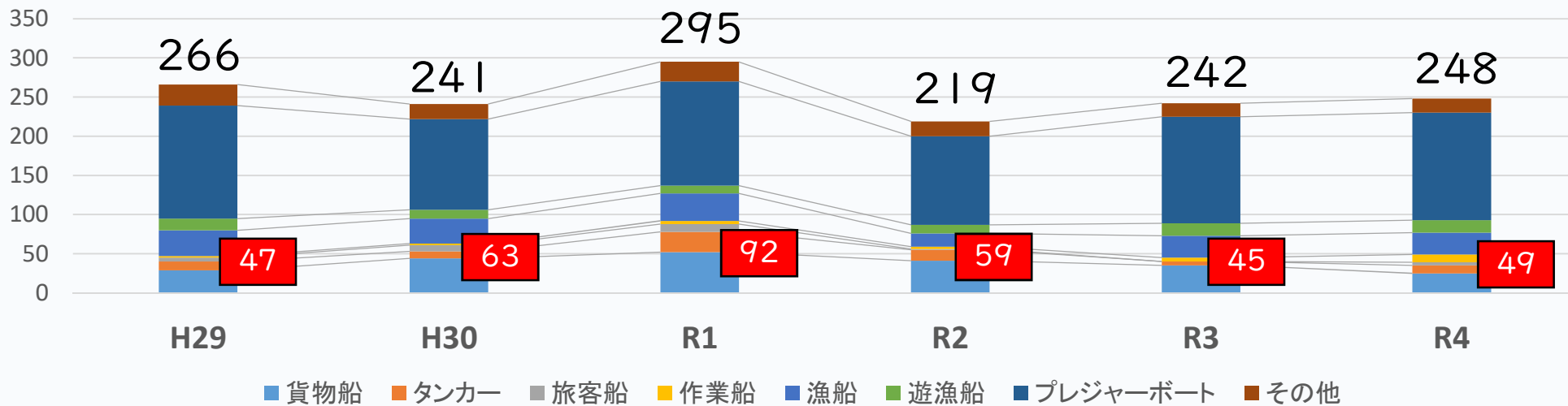
連絡事項

第三管区海上保安本部
交通部

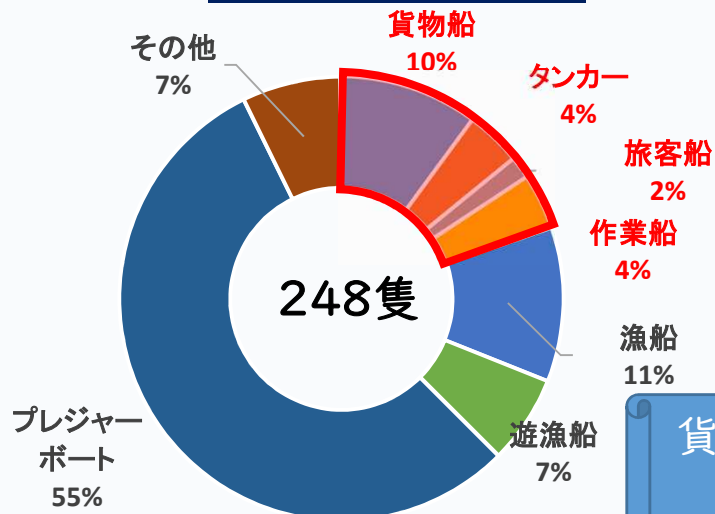
※ 00 貨物船、タンカー、旅客船、作業船の計

海難の推移 (暦年)

【単位: 隻】



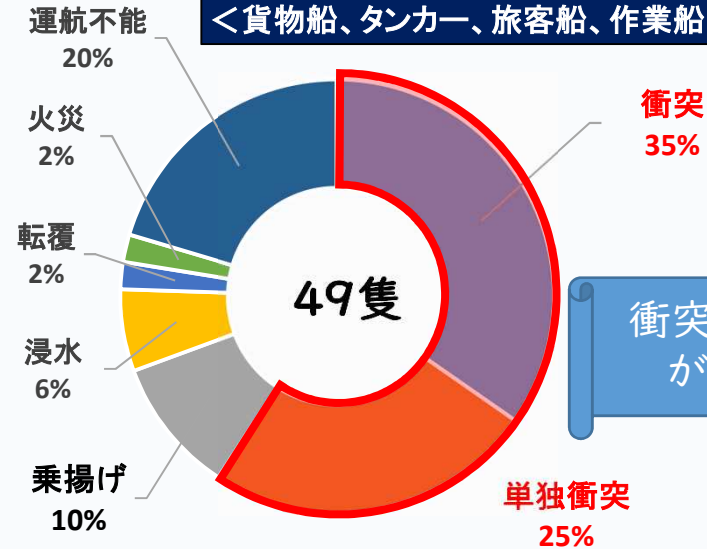
船舶の種類別 (R4)



貨物船等の事故は、約20%

海難の種類別 (R4)

<貨物船、タンカー、旅客船、作業船>



衝突・単独衝突が、約60%

○近年、台風等の異常気象等が頻発・激甚化

○走錨した船舶が臨海部の施設や他の船舶に衝突する事故が複数発生

<平成30年 台風21号>

衝突:油タンカー 宝運丸 2591トン



関西国際空港連絡橋への船舶衝突

引用元:国土交通省近畿地方整備局
(平成30年台風21号関連情報)資料

<令和元年 台風15号>

衝突:貨物船 BUNGO・PRINCESS 6736トン



横浜港南本牧はま道路への船舶衝突

引用元:国土交通省防災・減災対策本部
(第1回 R2.1.21)資料

R3.7.1 海上交通安全法等の一部を改正する法律 施行

～ 令和3年7月1日「改正海上交通安全法」が施行～

東京湾を対象とした 勧告・命令制度等が 始まります!!

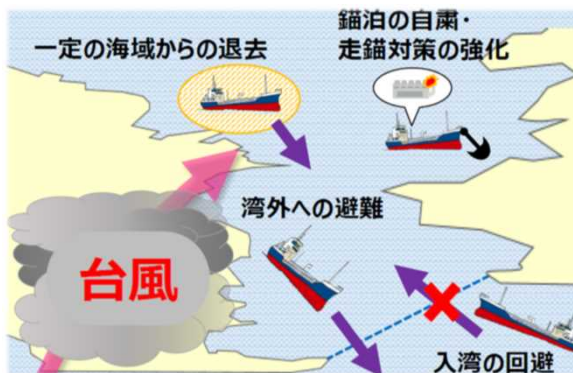
東京湾

～ 東京湾で新たに始まる制度～

- 湾外避難** 特に勢力が強い台風の接近時等、東京湾外への避難等を勧告します。
- 入湾回避** 特に勢力が強い台風の接近時等、東京湾への入湾回避を勧告します。
- 走錨防止対策** 強風が予想される場合、東京湾アクアライン周辺海域へ走錨対策の強化等を勧告します。
- 新たな情報提供等** 強風が予想される場合、一定の海域へ東京湾海上交通センターから情報提供等を行います。

特に勢力が強い台風など

第三管区海上保安本部



走錨対策強化



湾外避難・入湾回避



情報提供等

引用元：東京湾等における荒天時の走錨等に起因する事故防止対策について
報告書（令和2年6月）

☑ 湾外避難の勧告

東京湾*1において最大風速40m/s以上の暴風となるおそれがある場合、東京湾*1へ台風が到達する2日程度前を目途に発出します。

☑ 高リスク船等*2

十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない東京湾*1外の海域へ避難すること。

☑ 高リスク船等*2以外の船舶

東京湾*1外での避泊等を含む避難海域・方法の選択、避難先の海域に応じた避難の開始等を適切に行うこと。

☑ 入湾回避の勧告

東京湾*1において最大風速40m/s以上の暴風となるおそれがある場合、東京湾*1へ台風が到達する2日程度前を目途に発出します。

☑ 高リスク船等*2

勧告発令以降、東京湾*1への入湾を回避すること。

☑ 高リスク船等*2以外の船舶

台風の強風域が東京湾*1に到達する12時間前以降、東京湾*1への入湾を回避すること。

※1 東京湾

●千葉県洲埼灯台から神奈川県劔埼灯台まで引いた線以北の海域

※2 高リスク船等

●長さ160m以上の自動車運搬船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー

●長さ200m以上の客船・フェリー、貨物船

●総トン数5万トン以上の危険物積載船
(液化ガス船を除く。)

●総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

●積荷積載率が10%以下の船舶



特に勢力が強い台風など

☑ 走錨対策強化の勧告

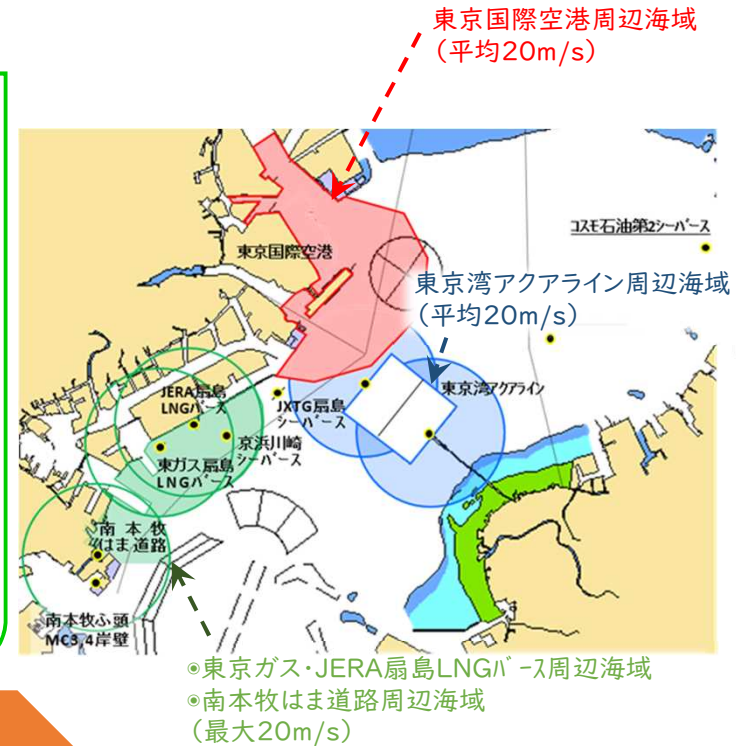
東京湾アクアライン周辺海域*3において平均風速20m/s以上の強風が予想される場合に発出します。

☑ 東京湾アクアライン周辺海域*3へ錨泊する船舶

- VHF16chの常時聴守、船橋当直の増員配置、錨鎖の適切な伸出量の確保、機関及びスラスターの起動、AISの作動維持等を行い、嚴重な走錨事故防止対策を講じるとともに、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾アクアライン関連施設への衝突を防止すること。
- 不測の事態に備え、タグボートの手配ができる連絡体制を確立すること。

*3 東京湾アクアライン周辺海域(走錨対策強化海域)

東京湾アクアライン海ほたる灯、東京湾アクアライン風の塔灯をそれぞれ中心とした半径2海里円内の海上交通安全法適用海域(東京国際空港周辺の錨泊制限海域及び東京湾アクアライン東水路を除く)



☑ 海上交通センターによる情報提供、危険回避措置の勧告制度

各対象海域*4において、走錨対策強化の勧告が発出された場合に行います。

東京湾海上交通センターから、対象海域*4に錨泊・航行等する対象船舶*4に対し、走錨のおそれなど事故防止に資する情報を提供し、その情報の聴取を義務化します。

また、船舶同士の異常な接近等を認めた場合に、当該船舶に対し危険の回避を勧告します。

*4 対象海域及び対象船舶

- LNGバース及び南本牧(はま道路)周辺海域、総トン数500トン超の船舶
- 東京湾アクアライン海ほたる灯及び東京湾アクアライン風の塔灯から半径2海里円内の海域、長さ50m以上の船舶



【春の事故ゼロキャンペーン】



4月17日～5月7日

春の大型連休に
向けた海難防止

【霧海難ゼロキャンペーン】



5月11日～5月31日

視界制限時における
海難防止

【夏の事故ゼロキャンペーン】



7月16日～8月31日

夏休みを中心とした
海難防止

【台風海難ゼロキャンペーン】



6月10日～6月30日

台風等荒天時における
海難防止

【秋の事故ゼロキャンペーン】



10月1日～10月10日

秋の海釣りが活発する
シーズン始めにおける
海難防止



海の安全運動推進連絡会議

第三管区海上保安本部
(公社)東京湾海難防止協会



説明は以上です。
ご清聴ありがとうございました。



第三管区海上保安本部